

弁護士の所得について

平成27年 *Lawyers* 4月号の35頁以下には弁護士の所得について、「弁護士の数が増えて、法律事務所の経営が苦しくなったから新人を雇えなくなった」と言う話は「本当にそうなのか、仮に所得が減っているのだとしても、それは弁護士の増員と関係があるのか」といった弁護士の所得減と司法改革との関係について懐疑的な記事が掲載されている。

しかし、同記事の内容は、都合の良い部分の統計的数値のみを局所的に取り上げて論じており、公正な論述とは言い難い。以下、詳述する。

(1) 弁護士の平均所得の高さについて

まず、同記事は、国税庁がホームページで公開している平均所得を掲げ、弁護士の平均所得は「業種別の集計の中では、全業種の中で2番目の高さ」で、かつ、平均所得が「940万円」と弁護士がきわめて高額な所得を保っていると指摘している。

確かに、業種別集計で2番目の高さで、しかも、平均所得が940万円もあれば、弁護士の所得は高いように見える。しかし、問題は、平均所得の全体的な数値の推移である。同記事の36頁の中段にあるグラフの推移に注目していただきたい。

「病院・診療所」の経営者の平均所得は微増傾向であり、他の職種である「歯科医」、「税理士・会計士」、「獣医」、「司法書士」、「給与所得者」の平均所得は、ほぼ横ばいである。これら他の職種と比較して、弁護士のみが平均所得1400万円程度（2008年）から940万円（2013年）へと平均所得が30%以上も減少している。このまま弁護士の所得が激減すれば、業種別集計で2位の位置をキープするのはきわめて困難どころか、今後、弁護士の平均所得が他の職種を大きく下回るのは時間の問題である。同記事は、2008年から2013年と5年間のみを取り出して比較しているが、後述する通り、2000年から2013年の13年間で弁護士の平均所得は実に半減しているからである。

司法改革が始まる前の弁護士の平均所得がもともと高額であったことから、司法改革の結果、弁護士の過剰供給で需給バランスが破壊され、弁護士の平均所得が半減しても何とか2013年の段階では業種別平均所得2位を保つことができたに過ぎない。

同記事は、他の職種と比較することもなく、弁護士の過去の平均所得の推移をも検討することなく、2013年時点の弁護士の所得のみを取り上げて高額であることを強調しており、公明正大な分析が行われているとは言い難い。

(2) 検討対象とされる所得推移の時期が短期間過ぎることについて

2008年以降の5年間の平均所得のみを取り出してグラフ化している点は、同記事が司法改革によりいかなる影響が出ているのかについて公正な統計的検討を行おうとの意図が欠落していると思われる。なぜなら、前述した通り、2008年以降の統計は、2000年に司法改革が始まってから約8年もの長期間が経過し、既に司法改革の影響が十分に及んで以降の統計だからである。

司法改革が始まった当初の2000年の弁護士の平均所得は、1701万円(2012年弁護士白書第93頁参照)であった。よって、2000年の弁護士の平均所得と2013年のそれとを比較すると弁護士の平均所得は約13年間で実に2分の1近くにまで減少しているのである。

もともと同記事は、司法改革と弁護士の所得との関係を論じているのであるから、司法改革が始まる前と司法改革が始まって以降とで弁護士の平均所得がどのように推移したかを比較検討する必要があるはずである。ところが、同記事は、司法改革が始まって相当期間が経過した後の統計のみを取り上げて論じており、いかにも恣意的で不合理な検討である。

なお、弁護士の平均所得が約13年間で半減している理由が社会的な不景気に基づくものでないことは明白である。なぜなら、社会的な景気動向により弁護士の平均所得が減っているのであれば、他の職種も弁護士の平均所得と同様の推移を示しているはずだからである。ところが、前述した通り、2008年から2013年の5年間で見ても、弁護士以外の他の職種の平均所得はほぼ横ばいで、弁護士の平均所得のみが3割以上も減少している。司法改革が始まった2000年と2013年の13年間で弁護士の平均所得がほぼ半減している要因としては司法改革以外には考え難い。

2008年以降から2013年までの5年間のみの弁護士の平均所得を切り出して検討するのは、恣意的であり、ご都合主義とのそしりを免れないであろう。

(3) 平均所得を比較することの不合理性について

もっと言えば、実は、平均所得の比較は、業界の実態を示すものではない。各業種の所得の比較をする場合は、平均所得ではなく、所得の中央値で比較しなければならない。なぜなら、例えば、業界の中に1人だけでもビル・ゲイツのような高額所得者が紛れ込んでいると、その業界の大多数が貧困にあえいでいても当該業界の平均所得が跳ね上がってしまうからである。

例えば、2012年度弁護士白書によれば、弁護士の所得平均値と中央値は、1990年が1544万円(平均値)と1103万円(中央値)、2000年が1701万円(平均値)と1300万円(中央値)、2010年が1471万円(平

均値)と959万円(中央値)と実に金400万円から500万円の差が出るのである。

平均所得と中央値に400万円から500万円近い差が生じること自体、弁護士の格差が甚大であることが分かる。

同記事は、実態をより反映しやすい弁護士所得中央値ではなく、所得平均値を上げて議論しているところに「弁護士の所得は高い。」といった結論ありきの恣意性が同記事には認められると言えるであろう。

ちなみに、所得格差のきわめて激しい弁護士の場合、中央値で見ても弁護士の実態を正確に反映しているとは言い難い。後述する通り、国税庁の申告所得金額が70万円以下及び100万円以下の弁護士が2割超を占める統計数値を見るにつけ、中央値であっても平均的な弁護士の所得金額よりも高い数値が出ている傾向が見て取れるからである。

(4) 弁護士の平均所得下落の原因について

同記事は、弁護士の所得下落の原因を「過払い金バブルの終焉」があったことをことさら印象づけようとしている。同記事が弁護士の所得下落の原因を過払いバブル等の終焉と関連づけようとしていることは、「不動産バブル」や「過払い金バブルの終焉」という言葉を繰り返し述べていることから明白である。

まず、不動産バブルが終了したのは、1995年頃と言われており、不動産バブルの終焉が2000年以降弁護士の平均所得が急激に下落したことと関連性がないことは時期的に明白である。

また、長いスパンで見ると、過払い金バブルと弁護士の平均所得の急激な下落とあまり関連性がないことは統計的数値から明白である。

過払い金バブルは、平成18年頃(2006年)から始まり、平成21年(2009年)がピークであった(最高裁判所の裁判の迅速化についての報告書第3頁「http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20523001.pdf」参照)。そして、2008年と2012年とを比較すると過払い金等事案は、11万2027件(2008年)から、6万8844件(2012年)へと減少しており、2008年と2012年のみを単純比較すると過払い金バブルの終焉が弁護士の所得と連動しているようにも見える。

しかし、2012年の6万8844件という過払い金等事案の数は、過払い金バブルの終焉と言えるような数字ではなく、むしろ未だ過払い金バブルが色濃く残っている時期である。

最高裁の上記報告書によれば、2003年時の過払い金等事案は4万3416件しか存在せず、同年以降2005年までの過払い金等事案は4万件前後で推移

していることから、2000年時点でも過払い金等事案は4万件程度しか存在しなかったと思われる。これに対し、2012年時の過払い金等事案の件数は6万8844件と同年における過払い金等事案の件数は、2000年（或いは、2003年）と比較して1.72倍もの件数が存在していたからである。

2000年の段階では過払い金バブルも不動産バブルも存在していなかった。にもかかわらず、2000年の弁護士の平均所得は1701万円もあったのである。2012年時点においては、2000年と比較して1.72倍の過払い金等事案が存在していたのに、この12年間で弁護士の平均所得は半減近くに減少しているのである。

このように、長期的スパンで弁護士の所得推移を比較すると、更には、過払い金事案の推移との比較で検討すると、弁護士の平均所得の激減は「過払い金バブルの終焉」も「不動産バブルの崩壊」も弁護士の所得の推移と関係のないことがわかる。

過払い金等事案が6万8844件も存在し、過払い金バブルの名残がある2012年の弁護士の平均所得でさえ2000年時の平均所得から半減していることの方を重要視する必要があるのである。

同記事は、過払い金事案の件数の推移を持ち出すこともなく、「過払い金等バブルの終焉」と弁護士の所得とが連動しているかのように見える部分のみを切り出して論じており、いかにも不合理である。単に雰囲気だけで論じた印象操作的論述と言われても仕方ないであろう。

（5） 弁護士間の所得格差について

同記事は、「300万円超600万円のゾーン」の割合が増えてきていること及び「その上の600万円超1000万円以下、このゾーンも増えてい」ることを指摘し、所得格差が縮小しているとしている。

しかし、300万円超600万円以下の所得割合及び600万円超1000万円以下の所得割合の人が増えているのは、すなわち、弁護士の所得が全体に低下していることの表れに過ぎない。

2008年には所得1000万円超の弁護士が5割程度存在し、600万円超1000万円以下の弁護士を合わせると実に全体の62%程度占めていた。これに対し、2013年には1000万円を超える所得があるのは3割程度に激減し、他方で、所得600万円以下の弁護士が実に約50%を占めるに至っている。

すなわち、弁護士の所得が全体的に減っていることから、以前は1000万円以上の所得の高額な所得を得ることができた弁護士の割合が減り、結果として300万円超600万円以下の分布に人が多く集まってきているに過ぎないのであ

る。なお、同記事は、「600万円超1000万円以下、このゾーンも増えてい」と指摘するが、実際には、600万円超1000万円以下の人数はほとんど変化がない。

しかも、同記事の引用する数値によっても年間所得200万円以下の弁護士が実に2割を超えているのである。

このように、全体的に弁護士の所得が減少し、他方で、2000万円超の所得を得ている弁護士も一定割合存在するのであるから、司法改革以後、弁護士の所得格差が広がっていることは明白である。

統計的数値変動として顕著なのは、2008年と2013年とのほんの5カ年を比較しても1000万円超の所得を得ることのできる弁護士の割合が5割から3割へと実に2割も減少しており、年々1000万円超の所得を得ることのできる弁護士の割合は右肩下がりで減少し続けていることである。

同記事は、2008年から2013年までの短期間においても弁護士の所得が減少し、減少の一途を辿っていること等全体的な統計的数値の推移についての評価を抜きにして局所的に都合の良い部分のみを取り上げて論じており、公正な検討とはとても言い難い。

2012年6月号の二弁フロンティア「業界ニーズから読み解く弁護士の就職問題」第33ページ以下の「国税庁統計年報に見る弁護士の所得階級別人員数」という項目で、著者は「所得金額70万円以下」の層の多さとその急激な増加ぶりに率直に驚いている。実際のところ、国税庁統計年報では、所得金額70万円以下の層が「平成20年には2661人（申告人員全体の11.3%）だったが」「が、平成21年には4920人（同19.3%）となり、平成22年には更に増えて5818人（同22%）」に増えているのである。

国税庁統計年報の所得階級別申告人員数の推移によれば、年間所得100万円以下までの層を合わせると、2008年が2879名（同12%）、2009年が5189名（同20.3%）、2010年が6086名（同22.9%）となっており、2009年以降、所得が100万円以下の弁護士が2割を超え、しかも増加している。

このように所得100万円以下の弁護士が2割を超え増えているにもかかわらず、平均所得940万円（2013年）にも上るといっているのであるから、虚心坦懐に弁護士の所得分布の推移の変化を見れば、弁護士間の所得格差が著しく広がっていることは明白なのである。

同記事は、「先に結論ありき」で統計を恣意的に取り上げて、或いは、都合の良い数字のみを抽出して議論しているとのそしりを免れないであろう。